

平成27年度以降の美馬市財政運営指針

平成22年 2月

平成27年3月改訂

平成30年3月改訂

美 馬 市

1. 平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。

- (1) 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。
- (2) 財政調整基金の年度末残高を20億円以上確保する。
- (3) 実質公債費比率（単年度）を10%未満に維持する。

健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。

2. 平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取り崩し等により対応する。

また、行財政改革指針の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となるよう取り組むものとする。

3. 新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見直し」の見直しを行い、後年度の財政負担を検討するものとする。